



令和7年3月14日

担当課	こども家庭センター
担当者	和田
電話	(073) 402-7830
内線	7468

ヤングケアラー実態調査結果について

令和6年6月の子ども・若者育成支援推進法の改正を受けて、本市において、ヤングケアラーの実態を把握し、今後の支援施策を検討する資料とするため、令和6年度に、市立小学校、中学校、高等学校、義務教育学校の児童生徒及び教職員を対象にヤングケアラー実態調査を実施しました。

【調査結果】

○お世話をしている人の有無 「いる」と回答

児童生徒 小学校 620人/5,328人 (11.6%)

中学校・高等学校 168人/2,374人 (7.1%)

○ヤングケアラーと思われる児童生徒の有無 「いる」と回答

教職員 154人/1,581人 (9.7%)

○お世話をしている人については、小学校、中学校・高等学校の両方の児童生徒において、「兄弟姉妹」、「母」、「父」の順で多くなっており、教職員についても、同様の順となっている。

○児童生徒が行っているお世話をしている内容については、「兄弟姉妹の世話」、「家事」、「見守り」、「買い物・散歩に一緒に行く」が主なものとなっている。

○お世話をしている児童生徒の中で相談したことのある人

児童生徒 小学校 141人/620人 (22.7%)

中学校・高等学校 30人/168人 (17.9%)

○相談した結果について「気持ちが楽になった」が最も多くなっている。

児童生徒 小学校 59人/141人 (41.8%)

中学校・高等学校 12人/30人 (40.0%)

○ヤングケアラーの認知度

「聞いたことがない」と回答

児童生徒 小学校 3,725人/5,328人 (69.9%)

中学校・高等学校 1,351人/2,374人 (56.9%)

「聞いたことがあり、内容も知っている」又は「言葉だけは聞いたことがある」と回答

教職員 1,572人/1,581人 (99.4%)

※児童生徒：市立小学校5・6年生（義務教育学校含む）、市立中学校2年生（義務教育学校含む）、市立高等学校2年生（全日制・定時制）

【今後の対応】

令和7年度当初予算において、ヤングケアラー・コーディネーターの配置を計上しています。この配置により、ヤングケアラーの相談に応じるとともに、学校を訪問しての助言指導の実施、さらに当事者である児童生徒に対し、出前講座の実施や相談案内カードの配付を行い、認知度を高めることで、児童生徒自身が、ヤングケアラーになっている可能性に気付いたときにいつでも相談できる体制を構築し、ヤングケアラーの早期発見、相談支援に繋げていきたいと考えています。

なお、ヤングケアラー実態調査結果報告書につきましては、3月中旬に市ホームページに掲載する予定です。